

## 平成28年第8回農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成28年9月29日(木)午後3時～
2. 開催場所 宇土市役所仮庁舎 2階 会議室
3. 出席委員(21人)

会 長	平岡 孝雄			
委 員	小田 寿幸	谷山 次則	山下 洋幸	
	西山 正治	杉内 錬之	白井 博行	
	境 良一	竹下 清		
	佐美三 守	鎌賀 和夫	堀 城	
	益田 信明	芥川 幸子	太田 桂子	
	池田 弘美	浜口多美雄	今村 康晴	
	堀内 信也	中山 一一	田代 良一	
4. 欠席委員(4名)

関 健一	福島 勝義		
岩本 廣海	岩本 義行		
5. 議事録署名者指名 平岡議長  
議事録署名委員 西山 正治 白井 博行
6. 議 事
  - (1) 議案 第30号 農地法第3条の規定による許可申請審議について
  - (2) 議案 第31号 農地法第4条の規定による許可申請審議について
  - (3) 議案 第32号 農地法第5条の規定による許可申請審議について
  - (4) 議案 第33号 農用地利用集積計画の同意について
  - (5) 報告 第9号 農地法第18条第6項の規定による農地の賃貸借等の合意解約について
  - (6) その他
7. 農業委員会事務局職員

事務局長	沼田 誠		
事務局次長	嶽本 圭司	参 事	濱田 綾

## 8. 会議の概要

事務局長 皆さん、こんにちは、少し時間が過ぎましたが、始めさせて頂きたいと思います。非常に天候が不安定の中、出席を頂きましてありがとうございます。今、隣では市庁舎の解体作業を行っておりますが、昨日から農業委員会事務局がありました、三階の取り壊しに入っております。意外と心配しておりました。前の紙データでしか、残っていない昔の農家台帳が十分使える状態で、出てきており少し安心をしております。今日と明日までが三階部分の取り出しということで、そのあと事務所は解体処分されますので、お知らせしておきます。それと先日、熊本県農業委員会職員連絡協議会の総会がありました、やはりその中で農業改革の話がありました、以前、お話しをしたと思いますが、今年4月より10の市町村が新たな体制で取り組んでおられます。また、来年に当市と同じく改正を行う市町村が22ありますが、その中で大事なのが農業委員の定数及び最適化推進委員の定数をどうするかということが、基本となり条例改正への交付金等の取組案が課題になっております。今後の予定として今度の議会、12月議会には定数案等に伴います条例案を出したいと考えておりますが、またそのあたりについては、協議をさせて頂きたいと思いますので、よろしくお願い致します。それでは、総会を進めて参ります。本日は、4名の方から欠席の連絡があっております。よって、本日の出席委員数は、25名中21名の出席を頂いておりますので、過半数に達しており、本日の総会は、成立していることをご報告致します。それでは、次に会長挨拶となっております。平岡会長よりよろしくお願い致します。

平岡会長 こんにちは、大変お疲れでございます。只今局長の方からお話がありましたように、28年の4月1日から農業委員の改正が施行せれて来年、私たち宇土市もその方針に従って改正することになりますが、その中で、色々、宇城郡市で、美里・宇城・宇土と話し合いをしながらいろんな形で、ある程度、横に並んだような形で、答えを出すならと考えを持っております。しかしながら美里町と宇城市は、合併されております。合併前は、宇城あたりは90数名の農業委員さんが居られたのが現在は、27名に減少しておられ非常に人間が少ないということで苦勞されている面もあるようです。宇土の場合は、そのまま25名で地区に二・三人位の農業委員さんがおられる。宇城あたりは地区にだいたい一人、しかし確認委員さんが宇土の場合は二人ですが、

宇城の場合は一人でやっておられる。そういった流れは、若干宇土市も変えていかなければいけないと思いますけれども、農業委員の定数と最適化推進委員の定数あたりは、色々執行部と相談しながら、皆さん方に出来れば来月くらいには、定数案を出せたらと思っておりますので、皆様方もいろんな形で情報を伝えて、また宇土市の地区の流れ、農業委員会の方向性についても色んな意見がありましたら聞かせて頂きたいと思っております。以上です。お世話になります。

事務局長 ありがとうございます。次に、議長選出となっております。議長は、宇土市農業委員会会議規則第5条により 平岡会長に議長をお願い致します。

平岡議長 はい、それでは、平成28年第8回農業委員会総会を開会致します。しばらく本日の会議の議長を務めさせていただきます。まず議事録者署名委員の指名であります。議長において指名するという事よろしいでしょうか。

全委員 はい、異議なし。

平岡議長 それでは、西山委員さんと白井委員さんをお願いいたします。

平岡議長 只今より議案審議を行います。まず申請者の確認委員2名のどちらかの委員さんより申請内容について説明をお願いし、後から事務局から補足説明の上、可否の判断をして頂くという事になっております。各地区の確認委員さん方の説明をよろしくお願い致します。

それでは、今月の議案審議をお願いします。

議案第30号農地法第3条の規定による農地所有権移転等の許可申請に対する許可審議について、議題と致します。

申請番号1番について、確認委員さんは 私と太田委員さんですので、太田委員さんお願いします。

太田委員 1番について説明致します。譲受人、譲渡人、土地の所在地は議案書記載のとおりです。登記 田、現況 田、登記面積 520 m<sup>2</sup>、139 m<sup>2</sup>、2筆合せて659 m<sup>2</sup>、耕作面積は5,945 m<sup>2</sup> 申請面積659 m<sup>2</sup> 貸借形態は所有権無償、譲受理由、規模拡大、譲渡理由、経営縮小、

家族2人です。権利の種類 贈与です。以上です。

平岡議長 太田委員さんの説明が終わりました。事務局から補足説明がありましたらお願い致します。

事務局 はい、申請番号1番について補足説明致します。申請地までの通作距離は、300m、農業年数56年、農機具も所有し、農作業従事者2名、主たる作物は、米・トマトになります。以上です

平岡議長 はい、事務局からの補足説明は終わりました。申請番号1番について、皆さん方の意見はありませんか。

全委員 異議なし。

平岡議長 異議なしという事ですので、1番については承認を致します。

平岡議長 続きまして、申請番号2番について、確認委員は、堀 委員と佐美三委員さんですので、堀 委員さんお願いします。

堀 委員 番について説明致します。譲受人、譲渡人、土地の所在地は議案書記載のとおりです。登記、畑 現況、畑、登記面積1,580㎡と242㎡、2筆合計で1,822㎡ 耕作面積13,593.01㎡ 申請面積1,822㎡、貸借形態、所有権有償、譲受理由 規模拡大、譲渡理由 経営縮小 家族3名、権利の種類、売買となっております。以上です。

平岡議長 堀 委員さんの説明は終わりました。事務局より補足説明がありましたらお願いします。

事務局 はい、申請番号2番について補足説明致します。申請地までの通作距離は、500m、農業年数20年、農機具も所有し、農作業従事者3名、主たる作物は、米・みかんになります。以上です。

平岡議長 事務局からの補足説明は終わりました。申請番号2番について委員さん方の意見はありませんか

全委員 異議なし。

平岡議長 異議なしということですので2番についても承認致します。

以上で、議案第30号については、2件すべて承認を得ましたので、許可書の交付を行います。

平岡議長 続きまして、議案第31号 農地法第4条の規定による農地転用の権利移動を伴う許可申請に対する審議について議題と致します。

平岡議長 まず、申請番号1番について 確認委員は、西山委員さんと山下委員さんですので、はい西山委員さん。

西山委員 それでは、1番について説明致します。申請人、土地の所在地は、議案書のとおりです。2筆ありまして、登記 田、現況 田、登記面積は、13 m<sup>2</sup>と1,030 m<sup>2</sup>、合計の1,043 m<sup>2</sup>です。転用目的、アパート 1棟 272.85 m<sup>2</sup>です。よろしく申し上げます。

平岡議長 はい、西山委員さんの説明は終わりました。事務局から補足説明がありましたらお願い致します。

事務局 はい、申請番号1番について補足説明致します。地図は5ページです。申請人は、境目町に居住する個人であり、アパートの建築をしたいと考え土地を探していたところ、申請地が住環境の整った地区で適していると考え、今回の転用申請となりました。申請地は、10ヘクタール以上の農地の広がりがあり第1種農地になると思われませんが、不許可の例外に該当し、許可は可能です。以上です。

平岡議長 事務局からの補足説明は終わりました。申請番号1番について、委員さん方の意見はありますか。

全委員 異議なし。

平岡議長 異議なしという事ですので、1番についても承認を致します。

平岡議長 続きまして、申請番号2番について 確認委員さんは、田代委員さんと杉内委員さんですので、・・・はい、田代委員さんお願いします。

田代委員 2番について説明申し上げます。申請人、土地の所在地は、議案書のとおりでございます。登記 田、現況 雑地、2筆ありまして2筆合計の330㎡です。転用目的、貸農業用資材置場でございます。よろしくご検討お願い致します。

平岡議長 田代委員さんの説明は終わりました。事務局から補足説明がありましたらお願い致します。

事務局 申請番号2番について補足説明致します。地図は6ページです。申請人は、走潟町に居住する個人であり、申請地は自宅の隣接地であり、同居する長男の使用する農業用資材置場として適していると考え、今回の転用申請となりました。申請地は、10ヘクタール以上の農地の広がりがあり第1種農地になると思われませんが、不許可の例外に該当し、許可は可能です。以上です。

平岡議長 事務局からの補足説明は終わりました。  
申請番号2番について、委員さん方の意見はありませんか。

全委員 異議なし。

平岡議長 異議なしという事ですので、2番については承認を致します。

全委員 異議なし。

平岡議長 異議なしという事ですので、2番についても承認を致します。

以上で、議案第31号については、2件すべて承認を得ましたので、許可書の交付を行います。

平岡議長 続きまして、議案第32号です。農地法第5条の規定による農地転用の権利移動を伴う許可申請に対する審議について議題と致します。

平岡議長 まず、申請番号1番について 確認委員は、福島委員さんと芥川委員さんですので、芥川委員さんお願い致します。

芥川委員 はい、1番について説明致します。譲受人、譲渡人、土地の所在地は、議案書記載のとおりです。登記 田、現況 雑地、登記面積は、315 m<sup>2</sup>、内転用面積 315 m<sup>2</sup>、権利の種類、所有権有償、売買です。転用目的は、個人住宅 82.39 m<sup>2</sup>です。以上です。よろしく申し上げます。

平岡議長 はい、芥川委員さんの説明は終わりました。事務局から補足説明がありましたらお願い致します。

事務局 はい、申請番号1番について補足説明致します。地図は10ページです。申請人は、入地町に居住する個人であり、熊本地震で住宅が被災したため、住宅建築用地を探していたところ、申請地が、現在の住宅に近く適していると考え、今回の転用申請となりました。申請地は、都市計画区域内の用途区域であるため、第3種農地になると思われれます。以上です。

平岡議長 事務局からの補足説明は終わりました。  
申請番号1番について、委員さん方の意見はありませんか。

全委員 異議なし。

平岡議長 はい、異議なしという事ですので、1番については承認を致します。

平岡議長 続きまして、申請番号2番について 確認委員は、山下委員さんと西山委員さんですので、・・・はい、山下委員さん

山下委員 はい、2番について説明致します。譲受人、譲渡人、土地の所在地は、議案書記載のとおりです。登記 畑、現況 畑、登記面積 367 m<sup>2</sup>、内転用面積 367 m<sup>2</sup>、権利の種類、所有権有償、売買です。転用目的は、個人住宅 67.69 m<sup>2</sup>です。よろしく申し上げます。

平岡議長 はい、山下委員さんの説明は終わりました。事務局から補足説明がありましたらお願い致します。

事務局 はい、申請番号2番について補足説明致します。地図は11ページです。申請人は、古保里町に居住する個人であり、現在アパート住

まいで、手狭になったので、住宅を建てる計画をしたところ申請地  
が、閑静な住宅地であり適していると考え、今回の転用申請となり  
ました。申請地は、10ヘクタール以上の農地の広がりがあり第1  
種農地になると思われませんが、不許可の例外に該当し、許可は可能  
です。以上です。

平岡議長 事務局からの補足説明は終わりました。  
申請番号2番について、委員さん方の意見はありませんか。

全委員 異議なし。

平岡議長 はい、異議なしという事ですので、2番についても承認を致します。

平岡議長 続きまして、申請番号3番について 確認委員は、福島委員さんと芥  
川委員さんですので、・・・芥川委員さんお願いします。

芥川委員 はい、3番について説明致します。譲受人、譲渡人、土地の所在地  
は、議案書記載のとおりです。登記 田、現況 田、登記面積 236  
㎡と 231 ㎡、2筆合せて 467 ㎡、権利の種類は、所有権有償、売買、  
転用の目的は、宅地分譲以上です。よろしくお願いします。

平岡議長 はい、芥川委員さんの説明は終わりました。事務局から補足説明が  
ありましたらお願い致します。

事務局 はい、申請番号3番について補足説明致します。地図は12ペー  
ジです。申請人は、八代市で不動産業を営む法人で、申請地が、駅に  
近く、利便性の高い土地であると考え、今回の宅地分譲としての転  
用申請となりました。申請地は、都市計画区域内の用途地域である  
ため、第3種農地になると思われれます。以上です。

平岡議長 事務局からの補足説明は終わりました。  
申請番号3番について、委員さん方の意見はありませんか。

全委員 異議なし。

平岡議長 はい、異議なしという事ですので、3番についても承認を致します。



平岡議長 続きまして、申請番号4番について 確認委員は、谷山委員さんと堀内委員さんですので、・・・谷山委員さんお願い致します。

谷山委員 申請番号4番について説明致します。譲受人、譲渡人、土地の所在地は、議案書記載のとおりです。登記 田、現況 田、登記面積 500 m<sup>2</sup>、内転用面積 500 m<sup>2</sup>、権利の種類、使用貸借権、設定、転用の目的、個人住宅 115.93 m<sup>2</sup>です。よろしくお願ひいたします。

平岡議長 谷山委員さんの説明は終わりました。事務局から補足説明がありましたらお願いします。

事務局 はい、申請番号4番について補足説明致します。地図は、13ページです。申請人は、神合町に居住する個人であり、現在、妻の実家に住んでおり手狭になったため、住宅を建てる計画をしたところ申請地が閑静な住宅地であり適していると考え、今回の転用申請となりました。申請地は、第1種農地、第2種農地及び第3種農地の基本的な区分のいずれの要件にも該当しない農地であり、その他の農地として、第2種農地に位置付けられると思われます。以上です。

平岡議長 事務局からの補足説明は終わりました。  
申請番号4番について、委員さん方の意見はありませんか。

全委員 異議なし。

平岡議長 はい、異議なしという事ですので、4番についても承認致します。

平岡議長 続きまして、申請番号5番について 確認委員は、田代委員さんと杉内委員さんですので、・・・はい、田代委員さんお願いします。

田代委員 5番について説明致します。譲受人、譲渡人、土地の所在地は、議案書記載のとおりでございます。登記 田、現況 田、登記面積 615 m<sup>2</sup>と 541 m<sup>2</sup>、両方合せて 1,156 m<sup>2</sup>です。権利の種類、所有権有償、売買です。転用目的、農業用資材置場です。よろしくお願ひいたします。

平岡議長 田代委員さんの説明は終わりました。事務局から補足説明がありま

したらお願い致します。

事務局 はい、申請番号5番について補足説明致します。地図は、14ページです。申請人は、走潟町に居住する個人であり、申請地は自宅の近接地で、農業用資材置場として適していると考え、今回の転用申請となりました。申請地は、10ヘクタール以上の農地の広がりがあり第1種農地になると思われませんが、不許可の例外に該当し、許可は可能です。以上です。

平岡議長 事務局からの補足説明は終わりました。  
申請番号5番について、委員さん方の意見はありませんか。

全委員 異議なし。

平岡議長 はい、異議なしという事ですので、5番についても承認を致します。

以上で、議案第32号については、5件すべて承認を得ましたので許可書の交付を行います。

平岡議長 続きまして、議案第33号です。農用地利用集積計画の同意について、を議題と致します。  
それでは、事務局の方から説明をお願いします。

事務局 それでは、説明致します。番号36番、借り手貸し手、物件の所在は、議案書記載のとおりです。地目、田、面積、1,523㎡、平成28年10月1日から平成31年9月30日までの3年間の賃貸借権の再設定となっており、借賃が10a当り、米一俵分の現金となっております。番号37番、借り手貸し手、物件の所在は、議案書のとおりです。地目、一筆が畑、二筆が田、面積が三筆計の626㎡、平成28年9月30日から平成38年9月29日までの10年間の使用貸借権の再設定となっております。番号38番、借り手貸し手、物件の所在は、議案書記載のとおりです。地目、田、面積、753㎡、平成28年9月29日から平成33年9月28日までの5年間の賃貸借権の再設定となっており、借賃は10a当り、米一俵半となっております。番号39番、借り手貸し手、物件の所在は、議案書記載のとおりです。地目、田、面積、661㎡、平成28年9月29日から平成33年9月28日までの5年間の賃貸借権

の再設定となっており、借賃は10a当り、米一俵半となっております。番号40番、借り手貸し手、物件の所在は、議案書記載のとおりです。地目、田、面積、661㎡、平成28年9月29日から平成33年9月28日までの5年間の賃貸借権の再設定となっており、借賃は10a当り、米一俵半となっております。番号41番、借り手貸し手、物件の所在は、議案書記載のとおりです。地目、三筆とも田で、合計面積が5,470㎡、平成28年9月29日から平成33年9月28日までの5年間の賃貸借権の再設定となっており、借賃は10a当り、米一俵半となっております。番号42番、借り手貸し手、物件の所在は、議案書記載のとおりです。地目、田、面積、3,194㎡で、平成28年9月29日から平成33年9月28日までの5年間の賃貸借権の再設定となっており、借賃は10a当り、米一俵半となっております。番号43番、借り手貸し手、物件の所在は、議案書記載のとおりです。地目、田、面積が四筆計の7,063㎡で、平成28年9月29日から平成33年9月28日までの5年間の賃貸借権の再設定となっており、借賃は10a当り、米一俵半となっております。番号44番、借り手貸し手、物件の所在は、議案書記載のとおりです。地目、田、面積、2,219㎡で、平成28年9月29日から平成33年9月28日までの5年間の賃貸借権の再設定となっており、借賃は10a当り、米一俵半となっております。番号45番、借り手貸し手、物件の所在は、議案書記載のとおりです。地目、田、面積、2,497㎡で、平成28年9月29日から平成33年9月28日までの5年間の賃貸借権の再設定となっており、借賃は10a当り、米一俵半となっております。続きまして、番号46番、借り手貸し手、物件の所在は、議案書記載のとおりです。地目、田、面積、2,930㎡で、平成28年9月29日から平成33年9月28日までの5年間の賃貸借権の再設定となっており、借賃は10a当り、米一俵半となっております。続きまして、47番から以降が農地中間管理機構に伴う貸し借り、賃借となっております。番号47番、借り手貸し手、物件の所在は、議案書記載のとおりです。地目が11筆とも田で、面積が11筆合計の16,178㎡となっており、平成28年12月1日から平成38年11月30日までの10年間の賃貸借権の設定となっております。借賃は10a当り、30,000円となっております。続きまして、番号48番、借り手貸し手、物件の所在は、議案書記載のとおりです。地目、田、面積、604㎡で、平成28年12月1日から平成38年11月30日までの10年間の賃貸借権の設定となっており、借賃は10a当り、10,000円となっております。番号49番、借り手貸し手、物件の所在は、議案書記載のとおりです。地目が2筆とも

田で、面積が合計の 4,571 m<sup>2</sup>で、平成 28 年 12 月 1 日から平成 38 年 11 月 30 日までの 10 年間の賃貸借権の設定となっており、借り賃は 10a 当り、10,000 円となっております。番号 5 0 番、借り手貸し手、物件の所在は、議案書記載のとおりです。地目、田、面積が、3,480 m<sup>2</sup>で、平成 28 年 12 月 1 日から平成 38 年 11 月 30 日までの 10 年間の賃貸借権の設定となっており、借り賃は 10a 当り、10,000 円となっております。番号 5 1 番、借り手貸し手、物件の所在は、議案書記載のとおりです。地目、田、面積が 2 筆計の 1,649 m<sup>2</sup>で、平成 28 年 12 月 1 日から平成 38 年 11 月 30 日までの 10 年間の賃貸借権の設定となっており、借り賃は 10a 当り、10,000 円となっております。番号 5 2 番、借り手貸し手、物件の所在は、議案書記載のとおりです。地目、田、面積が 4 筆計の 3,587 m<sup>2</sup>となっており、平成 28 年 12 月 1 日から平成 38 年 11 月 30 日までの 10 年間の賃貸借権の設定となっており、借り賃は 10a 当り、10,000 円となっております。番号 5 3 番、借り手貸し手、物件の所在は、議案書記載のとおりです。地目、田、面積が、2,483 m<sup>2</sup>で、平成 28 年 12 月 1 日から平成 38 年 11 月 30 日までの 10 年間の賃貸借権の設定となっており、借り賃は 10a 当り 10,000 円となっております。続きまして、19 ページをお開き下さい。こちらが、利用権設定等状況一覧表となっております。続きまして、20 ページをお開き下さい。ページ左側が今月の農用地利用権設定となっております。合計だけを読み上げますと利用権設定の田が、59,802 m<sup>2</sup>、畑が、347 m<sup>2</sup>、合計の 60,149 m<sup>2</sup>行われております。それと、ページ右側が、1 月からの累計となっております。合計だけを読み上げますと利用権の設定が、220,340 m<sup>2</sup>、所有権移転が 1,734 m<sup>2</sup>行われております。以上です。

平岡議長 37番の人は、626 m<sup>2</sup>位をわざわざ熊本から来て何をされるのか・・・

事務局 野菜関係だと思えます。

平岡議長 この38番の人は、何だろうかこれだけいきまにされるのか、法人化とかされているのか

地元委員 走瀉で法人化されている息子さんと思えますが、再設定と思えます。

平岡議長 再設定ですか。

事務局 はい、全部再設定になります。右側の四マス目が再設定の有無の欄になります。

平岡議長 他に何か意見はありませんか

全員 異議なし。

平岡議長 異議なしという事ですので、議案第33号については、同意致します。以上で、議案第33号については同意したことを市へ通知致します。

平岡議長 続きまして、報告第9号です。農地法第18条第6項の規定による農地の賃貸借等の合意解約の報告について議題とします。事務局から報告をお願いいたします。

事務局 はい、報告致します。番号1番、解約農地は、議案書のとおりです。地目が、田、面積が171㎡と159㎡となっています。貸人・借人も議案書のとおりです。平成28年9月12日付け、転用申請の為の解約となっております。以上です。

平岡議長 報告第9号につきましては、事務局の報告が終わりました。

平岡議長 以上で、予定しました案件はおかげさまで、すべて承認いたしました。その他ですが、事務局から何か連絡がありましたらよろしくお願い致します。

事務局（次長） 私の方から一点何ですけど、農業委員の活動記録簿をこういった現状なのでコピーなど取っておりません。ただ年度末になると実績、どういった内容で活動しているかを皆さんの分を農業会議あたりへ報告する義務がありますので、今コピーは取っておりませんので、しっかり書いておいて頂ければ、問題はありませんのでよろしくお願い致します。最後にそのまま集めるか、途中でコピーが取れば取りたいと思っています。それが出来なければ、最後に冊子ごと集めるという形になると思いますので、それを見て中身の計算を致しますので、出来るだけ早めにご記入をして頂きたいと思っています。よろしくお願い致します。

事務局（濱田） 私の方からは、9月の荒廃農地調査は大変お世話になりました。ありがとうございました。おかげさまで皆様から付けて頂いた利用困難である理由を整理して昨日、中間管理機構の方へ提出することが出来ました。今後は、中間管理機構の方で判定会議を開かれて一筆々本当に利用困難か、借り受けできるのか、どうかを判定会が行われて、その結果をこちらに通知されるという形になります。そしてまた、新規で、荒廃農地として上がった分に関しては、年内に意向調査において、今後どうされますか、という通知を出す、見込となっております。以上になります。大変お世話になりました。

事務局 事務局からは他にありませんので、それでは最後に、閉会のあいさつを佐美三副会長にお願い致します。

佐美三副会長 お疲れ様でした。天候の良くない中のお集りで大変だったと思います。それでは、第8回農業委員会総会を閉会致します。お疲れ様でした。

平成28年9月29日

議 長  
議事録署名人  
議事録署名人